

岩手県告示第288号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和8年3月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 葛巻土建株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第13地割4番地の16
 - ウ 代表者の氏名 山口崇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一3）第193号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和8年4月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高德建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町門字水上52番地の1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤仁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一3）第1473号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月11日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和8年4月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 上野建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町飯岡第6地割16番地の8
 - ウ 代表者の氏名 上野勝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一6）第4582号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年4月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和8年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 朝田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市地主町2番29号 一関中央ビル102号室
 - ウ 代表者の氏名 朝田豪
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一4）第4978号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年4月10日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和8年4月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高恵組

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町松川字滝ノ沢229番地の8

ウ 代表者の氏名 佐々木朋子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一7)第6933号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年4月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和8年3月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菅野石材

イ 主たる営業所の所在地 花巻市矢沢4地割8番12号

ウ 代表者の氏名 菅野傳也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一5)第40206号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業及び石工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年3月17日付けでとび・土工工事業及び石工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和8年4月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 F K C株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第6地割7番地4

ウ 代表者の氏名 藤森康之

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一3)第40250号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年3月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和8年3月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社D K E

イ 主たる営業所の所在地 北上市上江釣子17地割227番地

ウ 代表者の氏名 本間大樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一4)第50059号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年3月3日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和8年3月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ハウステクノス

- イ 主たる営業所の所在地 北上市川岸一丁目7番2号
 - ウ 代表者の氏名 八島和雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-6)第50284号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月25日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和8年4月3日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小野寺建築
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市室根町津谷川字中磯19番地
 - ウ 代表者の氏名 小野寺良一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-6)第80002号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月27日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和8年3月30日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社リアライズ
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市磯鶏沖8番25号
 - ウ 代表者の氏名 畠山和一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-5)第120162号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月24日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和8年3月19日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 上川原建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町角柄第11地割99番地
 - ウ 代表者の氏名 上川原義美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第140117号
- (3) 処分の内容 大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月12日付けで大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 令和8年3月5日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社荒木田設備
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市下斗米字八日市103番地3
 - ウ 代表者の氏名 荒木田均
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-6)第150062号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和8年3月3日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5

号に該当する。